

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、自立支援関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援関係事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催および認定書等発行 ③障害福祉サービスの決定通知書および受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ⑦更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑪地域生活支援事業の請求内容確認</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山口市健康福祉部障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_①部署	山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課	山口市健康福祉部障がい福祉課	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 鈴木 徹行	課長 繁永 秀男	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報_8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794	山口市健康福祉部障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794	事後	
平成29年12月28日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	(略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成29年12月28日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二16、26、56の2、87、116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(略) ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8の項	(略) ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 繁永 秀男	課長 松尾 彰	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 松尾 彰	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	